

城東区医師会 様

城東区医師会

令和7年3月のお知らせ

7日(金) 社保・国保・介護 提出協力日  
大阪市各種健診請求書提出  
予防接種関係請求 特定健診入力票書 等 (14:00 ㄨ切)

8日(土) 16:00 「大阪市4医師会と関西医科大学総合医療センターとの合同懇談会」 \*ご案内中  
場所: ホテルモントレラ・スール大阪  
第1部 講演会 (16:00~17:50) 14階 「ホール リバティ」  
第2部 懇親会 (18:00~19:00) 14階 「ホール 朗鳴館」

17日(月) 15:00 済生会野江病院「市民公開講座」 \*申し込み不要  
「知っていますか? 災害発生時のあなたの地域の医療」  
場所: (城東区民センター) 城東スタクレストホール

20日(木祝) JD会

【今後の予定】 4月5日(土) 16:00 JPC(パソコンクラブ)例会  
4月9日(水) 社保国保・健診・予防接種・特定健診入力票 等 協力日 (14:00ㄨ切)

※**重要** 大阪市医療機関等物価高騰対応支援金事業の実施について

- ・受付期間: 令和7年2月25日(火)~3月24日(月)まで(厳守)
- ・支給額: 病院、有床診療所(2床以上) 16,000円/床  
上記以外(無床診療所など) 32,000円
- ・問い合わせ先: 大阪市保健所保健医療対策課(物価高騰対策チーム) 06-6647-1016

※「大阪市4医師会と関西医科大学総合医療センターとの合同懇談会」 \*受付中

◎ 城東区医師会までお申し込みください。

日時: 令和7年3月8日(土) 16:00~19:00  
場所: 「ホテルモントレラ・スール大阪」  
第1部 講演会 (16:00~17:50) 14階 「ホール リバティ」  
第2部 懇親会 (18:00~19:00) 14階 「ホール 朗鳴館」

※ 日本医師会「ベースアップ評価料の3月末までの届出のご検討をお願いいたします!!」

◎ 国の令和6年度補正予算において、診療所であれば、1施設当たり18万円の給付金が支給されることになりました。 【支給を受ける要件】ベースアップ評価料 3/31 までの届出が必要

◎ 今回行われた簡素化の内容

「外来・在宅ベースアップ評価料(I)」のみを届け出る場合の届出添付書類が大幅に簡素化されました。  
※新しい届出添付書類(Excel)には「別添」「計画書」「届出書」の3つのシートがありますが、「別添」シートを入力するだけで「計画書」と「届出書」は、ほぼ自動的に完成します。  
基本的には、直近1カ月の初・再診料等の算定回数を調べて頂くだけで、届出添付書類の作成が可能になりました。

◎ 説明資料 日本医師会メンバーズルーム(ID/PASSが必要です)

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r06kaitei/baseup/baseup0129.html>

◎ 「社会保険通報 第934号(7.2.28)」に

ベースアップ評価料に関する説明資料やQ&A等が掲載されております。



※ 「認定産業医・認定健康スポーツ医」の各種手続きにはMAMISの登録完了が必要です。

◎ 事前準備のお願い (3月29日までに) ⇒ マイページの初回ログインと利用者規約への同意が必要です。  
メールアドレス、必要情報の入力・修正を行ってください。

◎ 2025年4月7日以降 MAMIS利用が必須となります。

①4月1日以降に受講した研修会で取得した単位確認

②有効期間・登録情報の確認 ③登録情報の変更 ④新規・更新申請手続き

**注意** 令和7年3月31日までに取得された認定産業医の単位は、MAMIS上では確認ができませんので、  
新規・更新申請の際は従来通り、単位シール等の証明書類の提出をお願いします。

医師会会員情報システム(MAMIS)トップページ <https://mamis.med.or.jp/login>



※ 風しん追加的対策に係る市区町村別報告書(令和7年3月実施分の請求)について

国保連合会への費用請求が令和7年3月10日(必着)をもって終了となります。

3月11日以降の費用請求は再請求も含め、クーポン発行元の市町村に直接請求をお願いします。

市区町村別請求書と大阪府内市町村請求先一覧は下記アドレスに掲載されています。

大阪府医師会 HP (文書ライブラリ) <https://www.osaka.med.or.jp/documents/index?id=1801&word=>



※ 令和7年度 带状疱疹ワクチン定期接種の実施にかかる意向調査について

● 行政オンラインシステムにて取扱いに関する意向調査を開始

● 行政オンラインシステムの利用が困難な場合は、市担当 06-6647-0813 まで連絡・相談

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000647409.html>



**新規契約** 带状疱疹ワクチンから初めて定期接種の実施を希望される場合

新規契約開始日：令和7年3月18日(火)

大阪市 HP 「大阪市委託医療機関向け予防接種情報」に掲載されます。

・大阪市 HP <https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000480887.html>



※ 麻しん患者発生に係る対応について

○麻しんを疑った場合には、特定感染症予防指針に基づき、臨床診断をした時点で、まず臨床診断例として直ちに最寄りの保健所に届出を行う。

(問い合わせ先)大阪府保健所感染症対策課 電話:06-6647-0656

○診断後は、直ちに発生届を城東区保健福祉センターへFAX等いただくと同時に電話でご連絡する。

大阪市ホームページ 「医師からの届出基準と届出様式」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000014271.html>

城東区保健福祉センター 電話 06-6930-9882 FAX 050-3535-8689

保健福祉センターの対応時間外の場合には、健康局宿日直センター(06-6647-0802)に電話

○麻しん(はしか)に関する大阪府の報道発表について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100050/iryo/osakakansensho/hasika.html>



※ 「新型コロナウイルス感染症診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント(第3.1版)」について

(参考) 厚労省 HP > 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状(いわゆる後遺症)について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00402.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00402.html)

> 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント 第3.1版

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001422904.pdf>

※ 障害者総合支援法の対象となる疾病の見直しに関する周知について

7年4月1日より、同法に基づく障害福祉サービス等の対象となる疾病が369疾病から376疾病となります。

(参考)周知用リーフレットー (厚労省 HP) <https://www.mhlw.go.jp/content/001398603.pdf>

※ 医療機関等向け総合ポータルサイト <https://iryohoken.jyoho.service-now.com/csm>

※ 医師資格証(HPKIカード)について 新規申し込み⇒ <https://www.jmaca.med.or.jp/application/>